

## 5 適正配置の具体的方策と留意点について

学校教育の充実と、児童生徒により良い教育環境を整備し、適正な学校規模を実現する為の具体的な方策については、「通学区域の見直し」と「学校の統合」の2つが考えられます。なお、個別の地域の適正配置策の検討を行う際は、保護者、地域住民とともに議論を進めていく必要があり、子どもたちの学校生活や、地域との関わりなどに配慮する必要があると考えます。

### (1) 適正配置の具体的方策

#### ① 通学区域の見直し

適正化を検討する範囲にある学校の通学区域と、隣接する学校の通学区域の一部を変更することで、学校規模の適正化を図る。

##### 利点

- ・施設整備を伴わず、既存の建物を利用するので、比較的短期間で適正配置化が実現する。
- ・大規模校と小規模校の適正規模化が同時に実現できる。

##### 課題

- ・隣接する学校が小規模校同士や大規模校同士であると、見直しでは適正規模化が図れない可能性がある。
- ・地域の町会や、市民協議会との整合など、既存の地域組織との総合的な調整が必要。



#### ② 学校の統合

適正化を検討する範囲にある学校が、隣接する学校と統合することによって学校規模の適正化を図る。その手法には多様な形態が考えられるが、その一例として下記のとおり例①から例③を示します。

##### 利点

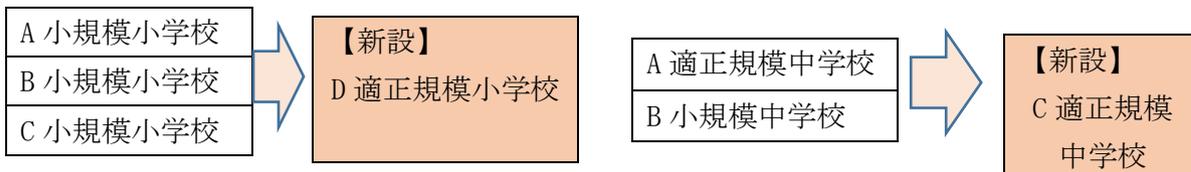
- ・隣接する校区に大規模校が存在せず、通学区の見直しだけでは適正化が困難な場合に有効。
- ・例③の場合、これまでの学校施設の形態から大きく変わるが、児童生徒の一貫した学びや育ちといった学校教育の充実が期待できる。

##### 課題

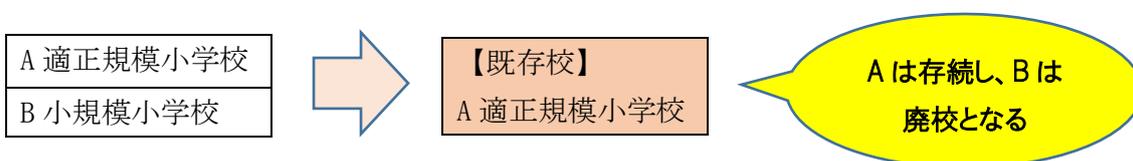
- ・例②の場合、適正化の対象となった小規模校については、既存の適正規模校に吸収される側になるため、統合による児童生徒の心理的な負担が懸念される。

- ・例③の場合、小学校と中学校の節目がなくなるなどといったこれまでの学校運営のあり方が大きく変わるため、諸課題に対する対応策を検討したうえで、市として小中一貫校についての基本的な考え方を定める必要がある。

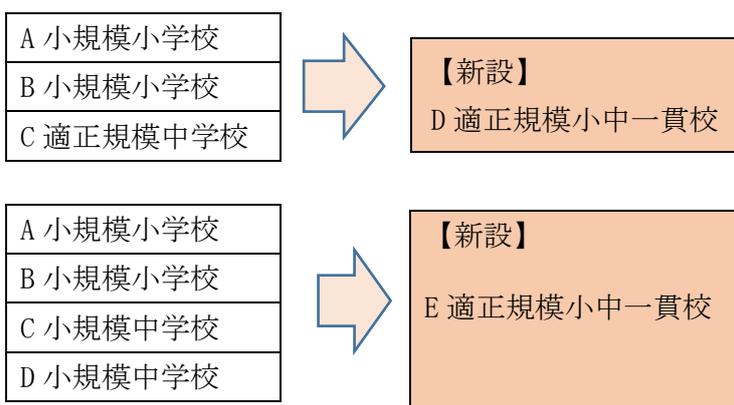
《例① 小学校同士、中学校同士の統合で学校を新設する》



《例② 小学校同士、中学校同士の統合だが、既存の適正規模校に統合する》



《例③ 小学校と中学校を同じ敷地に統合し、施設一体型の小中一貫校※1 を新設する》



(※1) 施設一体型小中一貫校

既存の小・中学校が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続をめざす様々な教育をいう「小中連携教育」のうち、小・中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す「小中一貫教育」を行う学校形態の1つ。

(文部科学省資料参考)

### ③ 教育環境や学校教育の充実を踏まえたその他の方策

適正な学校規模の実現に向けた方策について、保護者、地域住民と議論を進めていく中で、「通学区域の見直し」と「学校の統合」以外の方策が挙げられた場合も、子どもたちの教育環境や学校教育の充実のためにといった視点に基づいて、地域の皆さんと話し合うことが大切であると考えます。

## (2) 適正化を図る際の共通課題

- 通学路が変更になる場合や、通学距離・時間が長くなる場合がある。
- 学習環境や人間関係が変わることで、児童生徒の心理面での負担が懸念される。
- 学校と地域との関係が希薄化することが懸念される。



想定される様々な課題を洗いだし、それらに対応する方策や体制の構築が必要！

## (3) 適正化を図る際の留意点

## ① 通学路の安全確保

新たな通学路の設定にあたっては、保護者や地域の方と共に安全上の検証を十分に行い、要注意個所の把握・周知を徹底する必要があります。また状況に応じて、道路関連部局や警察等とも連携して、スクールゾーンの再設定を行うとともに、カーブミラー、横断歩道や信号機等の整備を行う必要があります。

## ② 通学距離・時間の配慮

通学区の変更や、統合により、通学距離や時間が長くなる場合は、児童生徒の身体的負担が過度とならないよう通学にかかる負担軽減に配慮する必要があります。また、障害のある児童生徒においては、通学距離や時間が長くなることにより、一人で通学することが困難になることも想定されるため、そのような児童生徒への対応を含めて、スクールバス等多様な交通手段を活用し、可能な限り通学時間が短くなるよう配慮する必要があります。

## ③ 児童生徒の環境変化への配慮

学校規模が拡大することに伴い、児童生徒の学習環境や生活環境、教職員との関係等が大きく変化するため、新たな学校生活を円滑に送ることができるよう配慮が必要です。

例えば ① 再編前に学校行事や部活動等において児童生徒同士の交流を行う。

② 再編前に PTA や子ども会活動の交流を行う。

③ 再編前から在籍している教職員を再編後の学校にも一定数配置する。

④ 児童生徒や保護者の不安や悩みを把握するアンケートを実施する。

などの工夫を、十分な期間を設けて事前準備を行う必要があります。特に障害のある児童生徒に対しては、一貫した支援を継続して行うため、一層きめ細やかな配慮をする必要があります。

## ④ 保護者や地域の方々の理解と協力と魅力ある学校づくり

適正化にあたっては、保護者や学校関係者、教育委員会がより良い教育環境を整えるための思いを共有し、理解と協力を得ながら進めていく必要があります。また岸和田は古くからだんじり祭りを中心として文化が栄え、地域コミュニティについても祭りの町単位を基本に確立し、現在の校区編成もそれが基礎となっています。自町意識が強いという岸和田独自の歴史的な背景なども踏まえつつ、地域と学校が両輪となって、魅力あるこれからの学校の将来ビジョンを描くことが大切であると考えます。

## ⑤ 地域活動の拠点としての学校

学校は、教育施設としての機能だけではなく、防災や文化の拠点としての機能も有していることから、仮に統合等の検討を行う際は、地域活動の拠点としての学校のあり方について十分検討するとともに、地域活動が後退することのないよう配慮する必要があります。

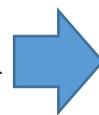
## 6. 適正規模・適正配置の基本手順について

学校規模や配置の適正化を円滑に進めるためには、5章で述べたとおり、適正化を図る際の留意点に配慮しながら、地域説明会等を通して、手法や検討期間等の情報を丁寧に発信し、適正化の基本手順についての共通理解を図る必要があります。

### (1) 検討から適正化までの手順及び期間

#### ① 通学区域の見直しにより適正化を図る場合

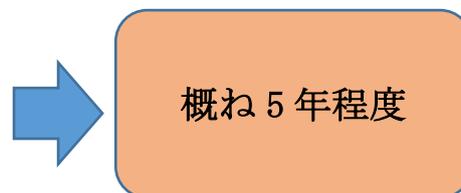
- ・保護者、地域等の意見の把握
- ・保護者、地域等の意見調整
- ・通学区改正審議会による新たな通学区域の検討
- ・議会等との調整
- ・新たな通学区域の決定
- ・地域説明会



概ね3年程度

② 統合により適正化を図る場合

- ・保護者、地域等の意見の把握
- ・保護者、地域等の意見調整
- ・統合準備委員会（仮称）の設置
- ・個別の再配置計画の策定
- ・対象校同士の相互交流
- ・議会等との調整
- ・地域説明会
- ・基本設計、実施設計、建設工事（新設の場合）



上記に示している適正化までの期間は標準的な目安であり、保護者や地域住民との協議に時間を要する場合は、さらに期間を設けて検討を進めていくことが重要であると考えます。